

令和3年度作付転換営農継続支援事業（機械・施設導入支援事業）[繰越事業]

5回目募集について【特別募集】

募集期間：令和4年11月14日（月）～令和4年11月29日（火）まで（市町村へ）

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、米の需要が減少し、米価下落等の影響が生じている。稲作（一般の主食用米）から園芸作物・大豆・麦・飼料作物等への作付転換を促すため、農業法人等に対して取組に必要な経費を補助し、営農継続に向けた支援を行う。

2 補助事業実施者 宮城県

3 事業対象者

農業者，農業生産法人，農業生産組織，農業団体等

※農業者，生産組合は法人化を見込む者

4 補助対象事業の内容

(1) 作付転換を拡大するための体制整備（ソフト支援）

イ 主食用米以外（大豆，麦，飼料作物，園芸品目，WCS用稲，飼料用米等）の作付転換に向けた経営改善等に取り組むこと。

ロ イのための自動操舵システム（後付け）導入やバージョンアップ等に要する経費を対象とする。

（農業用ドローンやロボットトラクター、自動操舵付き田植機等の導入は、対象としない。）

ハ 補助上限500千円（定額補助）

[その他条件]

ホ 県が整備するRTK基地局を5年以上利用すること。

ニ 県の「スマート農業ネットワーク」（会費無料）の会員であること，又は会員になること。

(2) 事業対象期間：令和4年11月14日から令和5年2月28日まで

備考：拡大面積を要件とする「作付転換に向けた機械・施設補助（ハード支援）」は，今回実施しない。

5 申請方法

(1) 申請先：市町村

事業計画書及び交付申請書（添付資料含む）を作成の上，所在地の市町村に，令和4年11月29日（火）までに提出する。（事業計画と交付申請を同時申請としている。）

(2) 提出書類：

申請書類のチェック表を活用して，必要な書類を作成する。

様式等は，下記の県ホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/sakutuketengan.html>

（宮城県ホームページ_¥分類_¥しごと・産業_¥農業_¥農業政策）

6 スケジュール

日程	内容
令和4年11月29日（火）まで	市町村での申請受付（事業計画書及び交付申請書）（農業者⇒市町村）
令和4年12月1日（木）まで	市町村から県へ申請書類の提出（市町村⇒県地方振興事務所）
令和4年12月6日（火）まで	申請書類の提出（県地方振興事務所⇒県農業振興課）
令和4年12月中旬（予定）	計画認定・交付決定（県⇒（市町村）⇒農業者）

令和5年2月末までに完了	実績報告（農業者⇒市町村） ※納品，農業者による支払が終わっていること。 ※事業完了後，1か月以内に県まで提出 [県補助金交付規則]
実績報告受理後速やかに	実績報告（市町村⇒県地方振興事務所）
	（県地方振興事務所による履行確認）
	実績報告の進達（県地方振興事務所⇒県農業振興課）
令和4年度内 （令和5年3月末まで）	額の確定（県⇒（市町村）⇒農業者）
	補助金交付（県＝[直接]⇒農業者）

※本事業は，事前着手が可能です。（計画認定や交付決定の前に事業実施して良い）

※令和5年2月末までに取組（機械が納品され，かつ支払）を終えていること。

※原則として上記の清算払（実績報告後に補助金交付を行う）を実施するが，事業執行上必要な場合は，概算払にも対応する。

○概算払事務の流れ ※事業完了前に補助金交付が必要な場合

交付決定後	
令和4年内（事業完了前）	概算払請求書の提出（農業者⇒市町村） ※売買契約書の写しを添付すること（納期等の確認）
	概算払請求書提出（市町村⇒県地方振興事務所）
	補助金概算払（県地方振興事務所⇒県農業振興課）
	補助金概算払（県＝[直接]⇒農業者）
令和5年2月末までに完了	実績報告（農業者⇒市町村⇒県地方振興事務所） ※納品，農業者による支払が終わっていること。 ※事業完了後，1か月以内に県まで提出 [県補助金交付規則]
令和4年度内 （令和5年3月末まで）	（県地方振興事務所による履行確認）
	額の確定（県⇒（市町村）⇒農業者）

※概算払であっても，令和5年2月末までに取組（機械が納品され，かつ支払）を終えていること。